

会 費 規 定

- (1) 公益法人フランクフルト補習授業校は、1978年4月フランクフルト日本法人会を運営主体として、その総意により設立された。従って、本法人は補習授業校としての使命を果たすため、主としてフランクフルト日本人会の各会員企業より年会費を徴収する。

登録人員	2名以下の法人の入会金（一回払い）	200,- Euro
登録人員	2名以下の法人の年会費	200,- Euro
登録人員	3名～4名の法人の入会金（一回払い）	300,- Euro
登録人員	3名～4名の法人の年会費	300,- Euro
登録人員	5名～9名の法人の入会金（一回払い）	400,- Euro
登録人員	5名～9名の法人の年会費	400,- Euro
登録人員	10名以上の法人の入会金（一回払い）	500,- Euro
登録人員	10名以上の法人の年会費	500,- Euro

複数の対象企業が日本側において同一系列にある場合においては、これを一つにまとめることができる。

- (2) 官庁及び政府機関については、本方式によらず別途依頼する。
- (3) 自然人の入会金は一人 55,- Euro とし、本要領第一条に基づき年会費 55,- Euro を別途徴収する。
- (4) 当法人が特別な事情で資金を必要とする場合には、本法人定款第6条の規定及び本会費規定に基づき、会員より特別の会費を徴収することも有り得る。
- (5) その他、本会費要領に不明な点が生じた場合、本法人理事会においてこれを協議し、決定する。